

外国語科（英語）におけるデジタル教科書の活用方法や活用に当たっての留意点等をまとめましたのでお知らせします。

事務連絡  
令和4年3月29日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課  
教科書課

学習者用デジタル教科書（英語）の提供にかかる  
活用方法及び指導上の留意点等について（周知）

平素より文部科学行政に格別の御配慮、御協力をいただきありがとうございます。ICTは学校において個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、全ての子供たちの可能性を引き出す教育を実現するために不可欠のものであるところ、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備と活用を進める中で、デジタル教科書の効果的な活用を促進しております。「令和3年度補正予算「GIGAスクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業」及び令和4年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に関する参加希望調査について（依頼）」（令和3年12月24日付事務連絡）においてお伝えしたとおり、令和4年度に、原則すべての小学校5・6年生及び中学校1～3年生を対象として、外国語科（英語）の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）等を提供する経費を計上しております。

外国語科（英語）の授業でのデジタル教科書の活用については、音声面の指導や、英語の指導経験が少ない小学校教員にとって指導の補強材料になることなど、様々なメリットがあるものと考えられます。

については、下記のとおり、英語におけるデジタル教科書の活用方法や、活用に当たっての留意点等をまとめましたので、お知らせいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項

の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校に対し、附属学校を置く各国立大学付属学校事務主管課におかれては、設置する附属学校に対し、本事務連絡の内容について周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 外国語科（英語）の授業におけるデジタル教科書の活用方法

令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」（以下「実証研究事業」という。）における実証研究校等の取組を踏まえると、外国語科（英語）の授業において、例えばデジタル教科書の以下のような機能を活用することで、学習効果の高まりが期待できます。

- (1) 音声読み上げ機能を活用することで、個人のペースで学習を進めることができ、ネイティブ・スピーカー等が話す音声や語彙、表現などの確認が容易になるとともに、それらの習得が促されます。

(活動例)

- ・ 発音や語彙、語と語の連結による音の変化やイントネーションなどの確認等について、音声を止めたり、同じ箇所を繰り返し聞いたり発音したりすることで、個人のペースで学習できるようにする。

- (2) 書き込み機能を活用することで、自分の考えを深めたり、児童生徒同士で考えなどを確認し合ったりすることが可能になります。

(活動例)

- ・ コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を具体的に想像しながら、デジタル教科書本文から表現を抜き出したり、デジタル教科書にマーカーで線を引いたりして、自分の思いや考えを伝えるために参考となる表現に注目できるようにする。
- ・ コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に一層適切なものになるよう、デジタル教科書に書き込んだ内容に基づいて話し合い、その内容をより広めたり、深めたりする。

- (3) 音声読み上げ機能や書き込み機能等を複合的に活用することで、授業及び授業時間以外において、英語で話されていることを聞いて意味を分かるようにしたり、適切に表現しようとしたりする主体的な学習が促進さ

れます。

(活動例)

- ・ 適切な表現を用いて英語で発表を行うことができるよう、授業で学習した英文をデジタル教科書の音声を聞いて自発的に確認したり、授業でデジタル教科書に書き込んだ内容を振り返ったりする。

## 2. デジタル教科書（英語）を活用して指導を行う際の留意点等

デジタル教科書の活用にあたっては、以下の点などに留意しながら、各学校の実態に応じた特色ある教育活動を展開することが重要です。

### (1) 互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を重視すること

小学校及び中学校学習指導要領では、外国語科の目標として、「言語活動を通して」コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されています。

このため、デジタル教科書を用いて指導を行う際にも、「音声を聞いて問題の答えを記入し、正誤を確認するだけ」といった、コミュニケーションの相手等への配慮が想定されない活動に偏らないよう指導することが大切です。

### (2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて取り組むこと

小学校及び中学校学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする際、具体的な課題等を設定し、児童生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現（、文法）などの知識を五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ることとされています。

このため、デジタル教科書を用いて指導を行う際にも、実際のコミュニケーションにおいて活用する学習につながるよう、「新出語彙を繰り返し聞いて、それを知識として覚えるだけ」といった受け身の学習に偏らないよう指導することが大切です。

また、主体的・対話的で深い学びの実現を図るためには、単元など内容や時間のまとまりを見通した指導計画を立てることが大切になることから、各学校における使用開始時期を踏まえつつ、デジタル教科書の活用場面をあらかじめ想定し、改善を図りながら活用することが大切です。

### 3 その他

#### (1) 学習者用デジタル教科書実践事例集及び研修動画について

今回お示しした例も含め、実証研究事業において作成した学習者用デジタル教科書実践事例集及び研修動画（いずれも令和4年4月上旬に公表予定。）においても、デジタル教科書を活用した指導のポイント等に言及していますので、こちらも併せて御参照ください。

- ・文部科学省HP「学習者用デジタル教科書について」（以下URLの関係項目から参照ください。）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm)

#### (2) デジタル教科書の活用にあたっての児童生徒の健康への配慮について

デジタル教科書を活用する際には、「GIGA スクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について」（令和4年3月3日付文部科学省初等中等教育局長通知）等を踏まえ、視力や姿勢、睡眠への影響など、児童生徒の健康に配慮することが重要ですので、併せて御配慮をお願いします。

#### (3) ネットワークトラブルの予防・対応について

デジタル教科書を活用する際、何らかの原因により十分な通信速度が確保できないことが発生しないよう、令和3年度補正予算及び令和4年度予算として計上している「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を活用するなどして、民間の保守事業者等の専門家によるアセスメントを実施し、あらかじめ原因の特定を図るとともに、トラブルの相談体制を構築するようお願いいたします。そのうえで、各学校の状況を踏まえた教育課程の編成を行いデジタル教科書を御活用ください。

以上

<本件担当>  
文部科学省初等中等教育局教育課程課  
外国語教育推進室 企画調整係  
03-5253-4111（内線 3787）  
03-6734-3787（直通）

文部科学省初等中等教育局教科書課  
デジタル教科書企画係  
03-5253-4111（内線 5070）  
03-6734-2576（直通）